

## 静岡地方裁判所委員会（第39回）議事概要

### 第1 日時

平成30年7月24日（火）午後1時30分から午後3時00分

### 第2 場所

静岡地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）

伊藤みさ子，小長谷保，渋谷浩史，鈴木貴子，関口剛弘，丹沢哲郎，鳥羽山直樹，三角比呂，矢崎敦夫，渡辺暖（五十音順，敬称略）

（ゲストスピーカー）

静岡地方裁判所裁判官 島田正人

（事務局）

静岡地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務係長

### 第4 議題

「保護命令事件の運用の実情と関係機関との連携の在り方について」

### 第5 議事

#### 1 委員の異動

庶務から委員の異動について報告された。

#### 2 新任委員からの自己紹介

#### 3 委員長を選任

互選により，丹沢委員が委員長に選任された。

#### 4 委員長代理の指名

丹沢委員長の指名により，三角委員が委員長代理とされた。

#### 5 議題についての説明及び意見交換

##### (1) ゲストスピーカーからの説明

静岡地方裁判所の島田正人裁判官から，DV防止法の保護命令制度について説明がされた。

##### (2) 質疑応答及び意見交換

(○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者)

○ 保護命令事件の申立てについて、どのくらいの件数が認容され、却下されているかその割合を教えてください。

△ 正確ではないが、個人的な印象としては、8割から9割は認容、それ以外は取下げであり、却下される事件はそれほどないというのが感覚である。

○ 申立人の安全確保の観点から、保護命令を出すか否か微妙な事案については、積極的に認容しているという取扱いか。

△ 法律上、疎明ではなく証明が必要とされる手続であり、十分な心証が取れなければならない。迅速性は要求されるものの証拠は薄いことが多く、悩みどころである。例えば、最近では、電子メール、ライン等のやりとりが残っており、それと、被害者等の供述の内容、時期等との間に整合性があれば、信用のある裏付けがあるといえ、保護命令を発令することになると考えている。

○ 接近禁止命令等が出され、接近禁止期間の6か月が終了した後に申立人と相手方が元に戻る事例はあるのか。また、事例の集積により、傾向が分かり、事前に防止する対処法はあるのか。さらに、保護命令の発令に対し、相手方が意見を述べる機会、いわゆる救済手段はあるのか。

△ 裁判所は、保護命令を発令するまでしか関与していないことから、その後は全て見ているわけではなく垣間見る程度であるが、申立人と相手方が元に戻る事例もあるようである。しかし、ほとんどは離婚をしているのではないかと思われる。なお、保護命令に不服があれば即時抗告の申立てをする手段がある。

● 裁判所の事後的な関わりの一つとして事情変更による取消しの申立てがあり、申立ての理由は離婚協議がまとまった、申立人と相手方が元に戻ったというものがあるかと思う。

相手方からの不服申立ては、住む場所がなくなるという意味で、退去命令に対してなされることが多いが、所有権を奪われるわけではないので、着の身着のまま家を出た申立人が荷物を取りに帰り、その目的を達成したら、申立人から事情変更による取消しの申立がされることになるとと思われる。

刑事裁判においては、無罪の推定の働く中で証明手続もかなり厳格に行っているが、民事裁判においては、証明は必要であるものの、かなり証拠が薄

いこともあって、申立人の供述が自然かつ具体的であるか、争いのない事実や提出された証拠に照らして合理的かどうかなどを考えて、認定を行っている。

- 即時抗告の効力はどのようなものか。
- △ 即時抗告しただけでは保護命令の効力は停止されないので、即時抗告がされたとしても、保護命令の効力は維持されたままである。
- 保護命令を発令するには、実際に相手方が暴力を振るっていることが必要か、あるいは実際に暴力を振るっていないなくてもその可能性があればいいのか。
- △ 暴力が全くなくとも、生命に対する脅迫があり、更に暴力の可能性があれば、保護命令が発令される可能性はある。脅迫も暴力もなければ保護命令の発令要件を欠くことになると思う。
- 本制度が始まる前は、警察が事件化できる案件は事件化して動いていたかと思うが、実際やっている中で、従前と同様、保護は警察でやってもらいたいと思っているのか、それとも本制度は必要だと考えているのか。
- △ 警察の協力抜きでは難しいところもある制度であり、また、刑罰権を行使できるだけの証拠を集めるのは難しく、そういった状況の中で本制度があるので、そういった意味では存在意義は十分にあると考えている。
- この法律の特色はDVを予防する点にある。暴力を振るわれた後では遅く、通常、裁判所は事後的な救済しかできないが、本制度は、事前に救済するという意味で、大きな意義を有する制度であると日々感じている。
- 警察による指導の中に何か強制力を生じるものはあるか。
- △ おそらく行政的な指導から入ると思われる。
- 保護命令が出た時は、加害者に対し制限はあるが、それを誰がどのように監視しているのか、担保するものはあるのか。
- △ 保護命令が発令されると、警察へ通知することになる。そうになると、警察が動く根拠ができ、警察が警備してくれると聞いている。
- 保護命令が発令された場合の実効性はどうか。
- 保護命令は面前で告知するので、特に退去命令が発令された場合の反発は大きく、また、暴力の有無を争っているときは更に相手方の不満は大きいところではある。しかし、相手方には、保護命令の決定に反すると逮捕される

可能性があり、むしろ不利になってしまうので、離婚協議の中で話をするとか、1週間以内に即時抗告の申立てをするとか、冷静に対処した方がいい旨伝えており、そういった意味では、保護命令に違反しないよう事実上の働きかけにはなっていると考えている。また、例えば、荷物を取りに行く時間だけは許容してもらうよう警察に相談するなどしてはどうか伝えた上で、警察には相手方から連絡がいくかもしれないという情報提供を裁判所から行い、少しでもトラブルを避けられるように配慮するなどしている。

- 保護命令の違反があれば即警察が動いてくれるという感覚か。
- 保護命令の違反があれば、単なる取締りではなく、捜査をしたり、身柄を確保したりと動くことになるのではないかと、その後、起訴にまで至っているかは検察庁等に聞かないと分からない。その後の事情まで裁判所は把握しているわけではない。
- 保護命令の違反があり、裁判所まで上がってくる事例はないということか。
- 保護命令の違反があり、刑事事件で起訴されれば処罰の対象になり得る。
- 調べてきてはいないので即答はできないが、経験上、静岡県で保護命令事件が年間30件程度とすれば、その中で違反するものは件数としては少なく、送致はそれほどないと思われる。
- 言葉による暴力等、精神的な暴力も保護命令申立ての対象となるか。
- 情報提供として、静岡県では年間、DVの相談は約3,000件あり、そのうち、シェルター事案は約50件程度である。データ上は、約3,000人もの方がDVで悩んでいるといえる。
- 鈴木委員の質問は、身体的な暴力ではなくて、言葉による暴力等、精神的な暴力も対象になるかというものであったと思うが、どうか。
- △ 保護命令制度は、身体・生命に危険が及ぶものを対象としており、身体・生命に危険が及ぶような言葉による脅迫があれば対象となるが、それがない場合は、対象とならない。
- 保護命令の対象は限定的である。DV保護法の被害者の定義は裁判所の保護命令の対象となる範囲より広い。したがって、言葉による暴力等も県のDV相談の対象になってくると考えている。保護命令はその効果が刑罰を伴っており、そういった意味で要件は厳しいものになっている。

○ 県では、言葉による暴力等であっても DV 相談の対象であると考え。DV 被害を受けた割合は成人のうち、女性が 4.3 パーセント、男性が 1.2 パーセントとなっており、行政の数値目標として、その割合を減少させようと動いている。

○ こういった案件は弁護士に相談されることもあるのか。

○ まず、警察に相談されるケースと、裁判所が保護命令を出すケースとで相手方の反応が異なり、警察に相談するケースは、相手方が文句を言うことが多いようであるが、裁判所が保護命令を出す場合には違反すると刑罰が課されることもあってかあきらめることが多い。

申立人は、通常、離婚の協議と並行して、保護命令の申立てをすることが多い。他方で、相手方から保護命令の申立てがなされたがどうしたらいいかという相談を受けたときは、もうここまで来ているのだから離婚の協議をしたらどうかと相手方には伝えている。

こういったことから保護命令に対し、違反する人はそうはいないのではないかという感覚であり、したがって、制度的には有効に機能していると思っている。

○ 積極的に保護命令の申立てをすることはない。理由は、保護命令の目的が、安全に早期に離婚する点にあるにもかかわらず、保護命令の相手方になり得るのはその多くは男性であり、保護命令の申立てをしてしまうと、離婚の調停又は訴訟時に、相手方が「申立人は嘘をつき保護命令を発令させた女性である」と言い続け、話が前に進まないことがあるからである。

私には、行政機関から依頼が来ることがほとんどであり、保護命令を既に取っている、シェルターに入っており、他県に行く予定なので離婚調停の申立てをする等の内容が多く、したがって、私自身が代理人として保護命令の申立てをする必要のないことが多い。仮に直接相談があったとしても、保護命令の申立てをするのではなくて、他県の施設等に入り、生計を立て、行政機関の支援を受けながら離婚の申立てをするように勧めるやり方が圧倒的に多い。保護命令の申立てをしようとするれば、要件が果たして十分に具備しているか等準備をしなければならないことから、同制度を利用せず、早期に離婚を進めた方がいいと考えている。

とは言っても、同制度があることは、DV 被害者にとっては救いだと考えている。

6 次回テーマ

「医療観察制度」について

7 次回期日

追って調整（平成30年11月を予定）